

送り付け行為にご用心!!

特定商取引法の改正により、令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました。

◆一方的な送り付け行為への対応3箇条!◆

①商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

②事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送りつけられた場合、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

③誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金を請求され、支払い義務があると誤解して金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

▼事例①▲身に覚えのない商品が届き、代金を支払ってしまった

宅配にて身に覚えのない商品が届いた。「もしかすると家族が注文したかもしれない」と勘違いをして商品を受け取り、代金を支払ってしまった。しかし、後から家族に確認をしたところ、誰も注文をしていない商品だった。返品をするので返金して欲しい。



予防策「身に覚えのない商品は、受取拒否をするなど、受け取らない」

相手方に返品をしなくても、返金を請求することが可能です。しかし、一度代金を支払ってしまうと、連絡に応じてもらえないなど返金が困難になる場合があるので注意しましょう。

▼事例②▲電話勧誘で海産物を注文してしまったが、キャンセルをしたい

見知らぬ電話番号の相手から、海産物の勧誘販売の電話がかかってきた。海産物を買う予定は全くなかったが、巧みな話術に惑わされて購入してしまった。キャンセルをしたいがどうしたらよいか分からない。

予防策「見知らぬ番号からの電話には出ない」

電話勧誘販売や訪問販売の場合は、法定書面を受けとった日を含めて8日間はクーリング・オフが可能です。契約解除通知書をハガキ等で作成し、簡易書留など相手方に通知書が届いたことが証明できる方法で郵送しましょう。

首長表明

市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求などの悪質商法や商品の売買契約時に発生したトラブル(消費者トラブル)に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。これからも地域の身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会を目指して継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

令和4年2月1日 郡上市長 日置 敏明

多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

- ▼開催日時…2月19日(土)13時～16時 ※1人30分
- ▼場 所…県民生活相談センター(岐阜市数田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階)
- ▼相談内容…消費者金融、住宅ローン、カードローンの借金の整理方法などについて
- ▼相談対応…面接相談。弁護士、司法書士等が対応。
- ▼定 員…先着6名(2日前までに電話予約が必要です)予約時に相談員が事前聞き取りをします。
- ▼予約・電話相談は、県民生活相談センターへ ☎058-277-1003

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください!※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日:午前8時30分～午後5時15分:市役所 土曜日:午前9時～午後5時:県民生活相談センター 日曜祝日:午前10時～午後4時:国民生活センター
国民生活センター 消費者相談窓口	03-3446-1623	月～金曜日:午前10時～正午、午後1時～午後4時 ※祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日:午前8時30分～午後5時 土曜日:午前9時～午後5時(電話のみ) ※祝日・年末年始を除く。